

国立大学法人信州大学と国立大学法人兵庫教育大学との
連携協力に関する協定書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と国立大学法人兵庫教育大学（以下「乙」という。）は、包括的連携協力を行うことに関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙との包括的連携協力（以下「連携協力」という。）は、それぞれの持つ資源や特性を生かしながら相互に連携及び協力し、乙が主体となって推進する教員養成フラッグシップ大学事業（以下「本事業」という。）において、我が国の教員養成の改革及び高度化に貢献することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 連携協力事項は、次の各号のとおりとする。

- （1） 先導的・革新的な教職科目の汎用化に関する実施連携
- （2） 本事業の運営のために設置される、兵庫教育大学教員養成フラッグシップ大学コンソーシアムへの参加・協力
- （3） STEAM教育に関する教育研究・教育実践の相互交流・連携
- （4） 教員研修に関する連携協力
- （5） その他、目的達成に必要と甲乙双方が合意した本事業に寄与する取組

（運営）

第3条 第2条に規定する連携協力として実施する事業の運営に関し、協議が必要な事項が発生した場合、若しくは協議が必要だとして当事者の一方が求めた場合には、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

2 相互に協力事項に関する窓口を置く。

（運営経費）

第4条 連携協力のための経費は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、第2条に規定する連携協力により相手方から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。以下「秘密情報」という）を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示若しくは漏洩してはならず、また第1条に規定する目的以外の目的で使用してはならない。ただし、次の各号に掲げる情報は除く。

- （1） 相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、又は相手方からの提供後自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- （2） その情報を開示する正当な権限を有する第三者から別途入手した情報と同じもの
- （3） 相手方から提供を受けた情報と同じ内容であるが、相手方から提供を受けた情報によらず独立して作成したもの

- 2 前項の定めに関わらず、情報受領者は、本件目的のために必要な範囲に限って、弁護士、公認会計士、税理士等の法律上守秘義務を負担する専門家に対して、秘密情報を開示することができる。
- 3 甲又は乙が本契約に違反し、若しくは秘密情報の漏洩等の事故が生じた場合、又はそれらのおそれがある場合、相手方に対して、直ちにその旨及びその詳細を報告するものとする。この場合において、甲又は乙は、相手方の指示に従い、秘密情報の回収等の適切な処置を講ずるとともに、秘密情報の漏洩を最小限に留めるよう最善の措置を講じるものとする。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、この協定の締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

（協定の解約）

- 第7条 甲又は乙は、相手方に対して1ヶ月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に何らの責任を負うことなく本協定を解約することができる。
- 2 前項の規定に関わらず、甲又は乙が、故意又は重過失により本協定に違反した場合には、相手方は何らの責任を負うことなく本協定を解約することができる。

（協議）

- 第8条 本協定に定める事項に関して、具体的な連携協力の細目その他の事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。
- 2 本協定に定める事項について、疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名の上、各1通を保有する。

令和7年1月17日

甲： 長野県松本市旭3-1-1
国立大学法人信州大学

学長

中村 宗一郎

乙： 兵庫県加東市下久米942-1
国立大学法人兵庫教育大学

学長

加治 佐哲也